

平成25年11月2日
行政書士 川口 隆志

「イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理」（菅富美枝著）から

第1章 2005年意思決定能力法

・イギリスでは、1989年、イギリス事務弁護士協会によって初めて、意思決定を行うことに困難を抱える人々の人権を保障すべく、「意思決定の確保」「エンパワーメント」「搾取からの保護」の理念に貫かれた、包括的かつ統一的な、そして、より日常生活に即した柔軟な法制度の必要性が提唱され、2005年4月7日に新立法が議会で可決され、2007年10月1日に施行されたのがThe Mental Capacity Act 2005（2005年意思決定能力法）である。

意思決定過程に焦点があてられ、同法によって初めて、意思決定過程を明確化し改善すべく制定法上の枠組みが与えられた。また、任意後見制度と法定後見制度について、両者を統合する法的枠組みが整えられた。

・それまで法定後見制度を定めたThe Mental Health Act 1983においては、本人は「患者」と呼ばれ、本人から意思決定の機会を剥奪した上で他人が「代行決定」を行ってきた。任意後見制度を定めたThe Enduring Powers of Attorney Act 1985においては、本人は「委任者」であり、本人の意思の実現を「代理」することが意図されてきた。このような違いにもかかわらず統合を可能にしたのは「本人にとっての最善の利益—best interest」を追求するという理念である。

・2005年意思決定能力法にみる三つの視点

意思決定能力がないとはどういった状態か。意思決定能力の有無に関する判断は、「後見」のためという理由があるにせよ「本人の領域に他人が立ち入る」ことの法的正当性に直接的に関わっているという点で、自律の観点から最も重要な法的判断である。この点を無視した行為は、たとえ、本人を利するような結果を偶然的に招いたとしても不当なものとみなされることに注意しなければならない。

ベスト・インタレストとは、何か。本人にとっての「最善の利益」の保障であり、その判断基準はまさに本人である。本人に対する「エンパワーメント」と「保護」という、一見相反しうる二つの理念の重要性が唱えられてきたが、新体制は、「エンパワーメントに徹することで保護を実現する」という立場を採用した。

ベスト・インタレストはどのようにして見つけられるか。2005年の改革

では、何が当該状況において本人の「ベスト・インタレスト」であるのかを確定すべく「チェックリスト」が提示された。

・「ベスト・インタレスト」を見つけるためのチェックリスト

- ① 本人の年齢や外見、状態、ふるまいによって、判断を左右されなければならない。
- ② 当該問題に関係すると合理的に考えられる事情について、全て考慮した上で判断しなければならない。
- ③ 本人が意思決定能力を回復する可能性を考慮しなければならない。
- ④ 本人が自ら意思決定に参加し主体的に関与できるような環境を、できる限り整えなければならない。
- ⑤ 尊厳死の希望を明確に文書で記した者に対して医療措置を施してはならない。他方、そうした文書がない場合、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされて判断してはならない。安楽死や自殺帮助は、認められない。
- ⑥ 本人の過去及び現在の意向、心情、信念や価値観を考慮しなければならない。
- ⑦ 本人が相談者として指名した者、家族・友人などの身近な介護者、法定後見人、任意後見人等の見解を考慮に入れて判断しなければならない。

・2005年意思決定能力法第1条（5大原則）

第1原則（意思決定能力存在の推定の原則）：人は、意思決定能力を喪失しているという確固たる証拠がない限り、意思決定能力があると推定されなければならない。

第2原則（エンパワーメントの原則）：人は、自ら意思決定を行うべく可能な限りの支援を受けた上で、それらが功を奏しなかった場合のみ、意思決定ができないと法的に評価される。

第3原則：客観的には不合理にみえる意思決定を行ったということだけで、本人には意思決定能力がないと判断されることはない。

第4原則（ベスト・インタレストの原則）：意思決定能力がないと法的に評価された本人に代わって行為をなし、あるいは、意思決定するにあたっては、本人のベスト・インタレストに適うように行われなければならない。

第5原則（必要最小限の介入の原則）：さらに、そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

・身上監護に関する決定の具体的な内容

① 日常生活上の意思決定

着替え、入浴、食事、洗濯、移動、教育、買い物などに関する決定、誰とつきあうかについての決定、本人の住む場所に関する決定

② 健康維持に関する意思決定

健康診断、血液検査、医療、看護、入院に関する決定、施設入所中の高齢者のケアプランの設定

③ 特定の治療の拒否

医療同意のみならず不同意に重点が置かれ、治療の拒否に関する規定が置かれた。

④ 後見人に認められない事項

婚姻への同意、性的関係をもつことへの同意、治療同意

- ・ 2005年意思決定能力法の運用指針となるべきガイドラインの公布を予め明記した。

Code of Practice は

- ① ある事柄について決定が必要とされる状況において、意思決定が行える能力が本人にあるか否かをどのように判断すべきか。
- ② 周囲の者によってなされた行為が、本人のベスト・インタレストに適っているか否かをどのように確認すべきか。
- ③ 介護者。医療従事者として、どのように行動すればよいのか、緊急の事態にはどのように対応すればよいのか。
- ④ 任意後見人あるいは法定後見人として、どのような後見活動を行えばよいのか。
- ⑤ 医学的研究への協力について本人の同意あるいは拒絶できない場合、どのように対応すべきか。

ということについて、法の理念を確認しながら「シナリオ」という形で解決の糸口を提供している。

- ・ 本人が意思決定能力を失っている状況において、本人に代わって意思決定を行うべく、どのように Code of Practice に沿って決定したかについて、常に説明できることが求められる。正当な説明ができなければ、後見人は、本人のベスト・インタレストに反する行動をとったとして、保護裁判所の判断により、法的責任を問われる可能性がある。

・ 保護裁判所は、

- ① 問題となっている当該場面における、本人の判断能力、すなわち、20

〇 5年法にいう「意思決定能力」の有無について判断を下す。

- ② 問題となっている当該場面において、本人にとってふさわしい財産管理や身上監護について、直接的に決定を行う。
- ③ 必要最小限の範囲内で、法定後見人を任命する。
- ④ 任意後見や法定後見をめぐる紛争を解決する。役割を担っており、裁判所こそが後見内容の決定主体であるという原則に基づけられている。

・意思決定能力を失っている状態にある者に代わって決定を行うにあたっては、以下の4段構造（5条行為）がとられている。

- ① 保護裁判所自体が、本人に代わって決定する。
- ② 任意後見契約を締結した任意後見人が決定する。
- ③ 保護裁判所によって任命された法定後見人が決定する。
- ④ 本人のためにケアや治療といった事実的後見行為を行う立場にある者が、一般的な権限を与えられて決定する。

・後見序とは、任意後見契約を登録し、法定後見人を監督し、任意後見人や法定後見人の任務に対して寄せられた危惧について調査する機関で、司法省の下に置かれることになった。司法機関たる保護裁判所から分離された。長官を筆頭とし、判断能力の不十分な人々の自己決定を支援し、虐待から保護し、任意後見人や法定後見人をサポートすることを目的としている。

・第三者代弁人（Independent Mental Capacity Advocate）

イギリス成年後見制度に特徴的なものとして「意思決定に関する第三者代弁人」の存在がある。

たとえば、

- ① 抗がん剤の使用、癌の摘出手術、腕足の切断、視覚や聴覚を失う恐れのある手術、不妊手術、などいわゆる「重大な」医療行為を施したり、中止・中断する必要があると考えられる場合
- ② 病院、介護施設に入院、入所（28日以上の長期）する必要があると考えられる場合
- ③ 入居施設に入所（8週間以上）する必要があると考えられる場合において、本人が意思決定能力を失っていて、それらに同意できない状態に陥っているとする。こうした状況において、本人の意思決定を支援したり、意向を代弁してくれる任意後見人、家族・親友がない場合、本人に代わって、サービス提供者に対して、独立した立場から、当該状況における「ベスト・インタレスト」を表明する役割を果たすのがIMCAである。

・ 2005年法施行規則において、IMCAへの任命のされ方、役割、そしてIMCAの意見が意思決定権限者の意見と対立した場合について規定されている。

・ IMCAは、本人と個人的に面談し、健康サービスや社会保障サービスの受給記録を見たり、本人の介護や治療に関わっている人々や、本人の意向、感情、価値観や信条などについて意見を言ってくれそうな立場にある人と相談して、セカンドオピニオンを得ることなどが期待されている。また、本人のために何らかの意思決定がなされようとしている場合、提案された判断に対して、本人の介護や福祉に関わっている人々と同様、異議を申し述べる権利が認められている。時間をかけた議論によっても争いが解決できない場合には、保護裁判所に審判の申立てを行うことも制度上認められている。

・ 2005年意思決定能力法は、

- ① なぜ今、意思決定を行う必要があるのかについて、本人が理解できるよう支援し、
- ② 意思決定を行うために周囲によって集められた情報を、本人が理解し、分析し、そして活用できるよう支援し、
- ③ さらに導き出された決定結果を本人が表明できるよう支援する。

ことを目指している。イギリス成年後見制度において「後見」とは、意思決定の各過程に着目して支援を図る「意思決定支援」を意味している。

第2章 意思能力の判断と自律支援

・自己決定が支援される社会の実現に向けて、その一翼を担いうるものとして、成年後見制度との関連性が指摘されている「意思無能力法理」が抱える問題点について触れられる。

・判断能力の不十分な人々をめぐる日本法について、その問題点を指摘し、日本法における「意思無能力」の法的判断をめぐる議論に着目して、2005年の意思決定能力法によって、成年後見制度と意思決定能力に関する契約法理とを「エンパワーメント」の理念のもとに明確に関連づけたイギリス法の立場を紹介している。

また、任意後見契約の締結と解除をめぐる意思決定能力の問題の検討がなされる。日本法において、任意後見契約の有効性が意思能力の観点から検討された最初の判決として、東京地裁平18.7.6（判時1965号75頁）がある。

・判断能力の不十分な状態にある人々が、財産取引を含む社会的生活を継続し

ていく中で、「ディス・エンパワーメント」を避け、また本人の自律の尊重という観点からすれば不当ともいるべき過干渉を避け、社会的に排除されることなく、むしろ、社会的に包摂されていくことを可能にするような保護のあり方について考察され、判断能力の不十分な人々を「弱者」としてカテゴライズしてしまう危険性を避け、「公正」の感覚に訴える視点は、現にどうした行為が表意者の自律を侵害したのかという点に着目することによって、過度の司法介入を招く可能性を抑制しうる。また、本人が精神的障害を有していても、相手からの誠意ある説明や適切な助言者の存在が立証されたならば、法律行為を必ずしも無効とする必要はないであろう。こうした解釈によって、判断能力の不十分な状況にある人々が、取引などから一律に排除されていくような社会構造の形成の阻止が期待される。

・判断能力の低下した者に対する保護のあり方について、そうした人々の「ディス・エンパワーメント」を避け、また、社会的排除が行われていく構造を阻止し、むしろ、社会的包摂を可能にするような方法を探るとし、学説、判例が紹介される。

第3章 「ベスト・インタレスト」論

・2005年意思決定能力法における「ベスト・インタレスト」の概念と未成年者の福祉的決定に関する法分野において登場してきた「福祉原則」や医療行為をめぐる判例法において発展してきた「ベスト・インタレスト」概念の比較的考察がされ、従来の「ベスト・インタレスト」と2005年意思決定能力法にいう「ベスト・インタレスト」とは、多くの点で相違していることを明らかにする。

・未成年者に関する福祉的決定をめぐる文脈においては、福祉的、医学的、社会駅観点から本人の客観的ニーズをさぐることを目的とした「客観的福祉主義」がとられてきた。その際には、専門家の意見が極めて重視されてきた。一方、判断能力を有さない成年者に対する医療行為の実施、不実施をめぐる判例法においては、当該医療行為を実施することによって本人が受けとを考えられる利益と不利益をすべてあげた上で、利益が不利益を上回る場合にのみ、当該医療行為は実施された。以上のような違いにもかかわらず、未成年者の福祉的決定をめぐる文脈においても医療行為の文脈においても、本人の「ベスト・インタレスト」が重んじられ、追求されていると理解してきた。ただし、時が下るにつれ、医学的見地だけでなく、本人の心理的、感情的観点から、考察が行われるようになった。この意味では、次第に本人の主観に配慮するアプローチが強まっていったといえる。

なお、本人のこれまでの経験や生き方といった主観的要素に十分に配慮した

としても、最終的には、総合的にみて本人の生活の質の改善を可能とするような決定が下されるならば、依然、客觀性は維持されうる。ここには、本人の意向と「ベスト・インタレスト」とは異なるものであり、前者は後者を特定するための有力な一要素であることは注意されるべきであるものの、最終的には、主觀的要素に重点を十分に置いた上で客觀的評価を下すことによって「ベスト・インタレスト」が確定されると解する姿勢が認められる。

だが、2005年意思決定能力法の「ベスト・インタレスト」の概念はより明確に主觀主義的色彩を帯びている。

第一に裁判所の決定において、依然として、客觀的な「バランスシート」方式が取られてはいるものの、本人にとっての潜在的利益と潜在的不利益とを列挙する際、本人の心情や意向といった主觀的要素に対してよりおおきなウエイトが付されるようになった。裁判所の姿勢が変化した背景には、個人の自己決定権や、より広く、本人の尊厳に関する社会的意識の高まりがある。この点に関連して、自律を重んじる立場からは、本人による真摯で明確な意思だけが尊重されるかもしれない。だが、ここに「尊厳を守られる権利」という概念を取り入れる時、本人の見解や意向に配慮することの重要性に目が向けられうる。意思に至らずとも、本人の見解、心情、意向が重んじられてはじめて、意思決定能力を有さない人々が「感情のない客体」として扱われることを避けうるのである。

さらに、2005年意思決定能力法は、意思決定能力を有しない成年者に代わって、財産管理や身上監護、福祉に関する決定を行いうる者として、保護裁判所の他、公式な選任手続を経た後見人に加えて、非公式な決定権限者として、家族、友人、医療従事者、介護被用者にまで範囲を拡大した。その結果、私人が他者の決定に関与する機会が正式に創設された。こうした体制変換は、社会の構成員間における自発的な相互扶助の精神を醸成し、それに期待するものである。

・2005年意思決定能力法は、「支援型社会」の構築をも同時に推進しようとするものであり、個人主義をとりながらも市民相互を連関させる新しい自由主義に向かっていると考えられる。

・「ベスト・インタレスト」の概念は、第一に保護を必要とする状況にある人々に対して、国家や専門家が限定的に介入するにあたっての正当化根拠として登場した。だが、2005年意思決定能力法体制において、「ベスト・インタレスト」の概念は、自ら意思決定できない人々の支援に関する国家的、社会的態度を定め、社会が向かうべき指針を示す法原則として確立した。

第二に、自ら決定することが困難な状態にある人々に代わって行われる様々

な意思決定は、その開始形態を問わず、また対象内容を問わず、いずれも、本人の「ベスト・インタレスト」を実現するための手段として、その限りにおいてのみ正当性を与えられ、法的に承認される。この意味で「ベスト・インタレスト」は、他者のために意思決定を行う人々が自らの行為の適切性を確認するための「テスト」である。

第三に、決定者は、「ベスト・インタレスト」に適って行動した限りにおいて、法的責任から免れる。この意味で「ベスト・インタレスト」は、決定の合法性を判断する際の実体法的評価基準である。

このように、「ベスト・インタレスト」概念は、多面性を有している。だが、いずれにも共通するのは、「ベスト・インタレスト」とは、独断的価値判断の押しつけや、専横的道徳主義を避け、本人に代わって意思決定を行うすべての「他者」に対して、自らの行為を慎重に見直すことを求める法的理念である。

本人を中心据えて、本人の QOL の向上を追求する態度こそが、ベスト・インタレスト論の目的である。

第4章 任意後見制度と法定後見制度

- ・任意後見制度と法定後見制度の統合を可能にするものが「ベスト・インタレスト」の追求であるとする。
- ・2005年意思決定能力法の最大の特徴は、任意後見については永続的代理権受任者に最大限の権限を認めているのに対して、法定後見においては後見人に最小限の権限しか与えられていない点である。

同法の適用を受ける人々としてイギリス社会の中でイメージされている対象者としては、大きく4グループが考えられる。

- ① 加齢に伴う認知症などによって、意思決定能力が減退し、回復が困難な状態にある人々である。
- ② 知的障害を有していて、自ら意思決定することが困難な人々である。
- ③ 精神病によって、一時的に意思決定能力を有していない人々である。
- ④ 脳に受けた障害によって意思決定が困難になってしまった人々である。

このように想定される状況を大きく4類型に分けたとしても、各人の状況がどこか一つに収まりきるということは考えにくい。また、特定の類型に当てはまるとしても、その中で、各人の個別的状況は異なる。いうまでもなく、われわれは、他の人々と全く同一の状況にあるということはあり得ないのである。追求されるべきは、「ベスト・インタレスト」は個別である。

・2005年意思決定能力法の目的が、互いに異なる状況にある人々の個別の「ベスト・インタレスト」を探しだし、その追求を図ることにある以上、本人が自ら意思決定できない状況において、本人に代わって他者が意思決定に関与

するという例外的状況において、決定権限を与えられた他者は、常に、強い正当化を要求されている。このことは、その「他者」が、任意後見人であれ、法定後見人であれ、家族であれ、専門的知識を有した職業的介護者や医療従事者であれ、異なることはないのである。

第5章 家族と成年後見制度

・任意後見制度の登場によって、人々は、共同体としての家族から自らを切り離すことができるようになった。他方で、家族の外から支援者を選ぶ自由を得た個々人は、家族の一部構成員を再選択するということも少なくない。その結果、一部の家族構成員が権限を独占的に取得するということが制度上露わになった。この点、イギリス法におけるかつての持続的代理権授与制度は、登録に際し、一定範囲の家族に対して通知対象者という地位を一律に与えたことによって、かえって、家族間紛争を生じさせるところとなっていた。2005年意思決定能力法における永続的代理権授与制度においては、この枠組みが外され、本人が「通知して欲しい」と望んだ者に対して、通知がなされることになった。家族という身分よりも、本人の意思を中心とした法設計へ変更されたのである。同時に、2005年意思決定能力法は、任意後見、法定後見を問わず、意思決定能力を有さない本人に代わって意思決定を行うにあたって、本人の意向を知りうる立場にある人々に「相談する義務」を課した。

2005年意思決定能力体制は、意思決定能力を有さない人々に変わる決定権限者を明確に意識することの裏返しとして、独断的な判断を阻止するためのメカニズムを用意したのである。ここに見られるのは、徹底した「個人化」の先にある「連携」という構図である。別の言い方をすれば、イギリスの成年後見制度は、個人主義を前提としながらも、本人のベスト・インテレストを把握し実現するための、連携メカニズムの構築を目指しているのである。

そして、このような構想の下では、「家族」か「家族外」かという区別は、それだけではもはや特別な意味を有しない。他方、一般的な現実としては、「本人の意向を知っているか否か」という文脈において、家族は依然重要な位置を占めている。また、同様なことが、医療同意など5条行為権限を巡る文脈においてもいえる。すなわち、家族は、家族であるという形式的要件によって独占的な決定権限を与えられるものではない。だが、本人のベスト・インテレストの特定に寄与し、あるいは、その実現に協力しうるだけの情報と関心を本人の人生について有しているという実質的要件を充たすことによって、意思決定に関与することができる。

このように、イギリス2005年意思決定能力法体制において、家族は、「外部

化」されながらも、「再導入」される機会を失ってはいないのである。

・わが国の場合、一方の家族構成員から申し立てられた法定後見に対抗する手段として任意後見契約が締結され、即効的に効力を生じさせるといった任意後見の利用の問題性が指摘されている。日本社会においては、未だ任意後見を自己決定権の具現化として捉える意識が弱い。そのため、特定家族による誘引・圧力問題や、悪質な業者による詐欺的問題に対する防護壁として、制度的なセーフガードの設置ばかりに目が向けられる。

・わが国の成年後見制度は、依然、「家族・親族共同体型」であり、近時「第三者後見」が推奨されているのも、個人を家族・親族の影響から解放することの困難さの裏返しであるといえる。日本社会は、自律支援（エンパワーメント）の発想が未熟な状態にあって、人々の「個�性」を作り出すため、家族の「外部化」への過度期に位置している。

さらに、医療同意について、明確な議論のないまま、これまで現場において、判断能力を有さない患者に代わって家族・親族が同意し、時に、非公式ながらも後見人が同意書に署名してきた。だが、法的には、いずれも同意権限も明確ではない。今後、自ら意思決定をすることができない患者について、①一定の家族に自動的に医療同意権限を与えてよいか。②本人が事前に指定した場合には任意後見人に医療同意権限を与えてよいか。③本人の意思とは無関係に任命される法定後見人に医療同意権限を与えてよいか。④医療現場の「責任ある最良行使」に任せてよいか。⑤独立機関を設けて医療同意権限を与えてよいか。といった点について、2005年意思決定能力法は、①、③を否定し、②、④そして限定的に⑤を取り入れた。

本人の意思、自律の尊重に基づけられた法制度や社会とは、家族・親族関係を排除するものではない。本人による選択という契機を経さえすれば、いつでも再導入される可能性が保障されている。

・2005年意思決定能力法は、家族に対して、本人の権利擁護のためのセーフガードという社会的期待を保持しながら、同時に、必ずしもうまく機能しない家族があることも想定して、そのことをありのまま取り入れ、法によって、家族に代わる公的セーフガードを用意している。

第6章 自律支援の理念と損害賠償法

・成年後見の文脈における「エンパワーメント」とは、具体的には、意思決定に困難を有する人々に対して、彼・彼女が有している現有能力を可能な限り引き出し、周囲の努力によって、本人自らが意思決定できる状態を最大限に創出

しようすること一自律支援一を示す。

・「支援型法」とは、自発的に他者を支援しようとしている人々を、万一の失当に備えて監視・管理するという体制に代えて、側面的に支援することを基本とする法体制を指す。そして、要支援者たる本人にとっての「ベスト・インテレスト」を追求し実現させるためには、支援者を責任追及する「管理型法」体制よりも、支援者を支援する「支援型法」体制こそが適切である。

・2005年意思決定能力法において、意思決定能力を有しない者を支援する立場にありながら「不当な扱い」や「故意の任務懈怠」を行った者について、初めて、後見任務に固有の刑事罰が創設された。また、本人の意思決定能力の有無を判断したり、ベスト・インテレストを捜し出し、特定し、実行するにあたり、後見人の経験・背景に従って類型化された注意義務を設けるなど、裁量の限界が明確にされた。

一方で、2005年意思決定能力法においては、本人のベスト・インテレストにかなうと信じて行ったことが立証できた場合には、たとえ結果的に誤った結果が生じたとしても、後見人は義務の履行があったとみなされうことになった。また、裁判所の判断によって、部分的あるいは全面的に任意後見人の法的責任が免責される可能性も明記された。

・日本法において、成年後見任務の遂行については、成年後見人に不正な行為や著しい不行跡、その他後見の任務に適しない事由がある場合には、解任されることが定められている。さらに被後見人に生じさせた損害については、業務上横領や善管注意義務違反、不法行為責任などが問われる。ただし、後見任務の懈怠に関する固有の損害賠償責任追及形態は用意されていない。また、後見人の免責を図る規定や運用も明確な形では示されていない。

・日本法では、後見の任務遂行に関して、職務遂行基準となる規定としては、一般的な善管注意義務に加えて、本人の意思を尊重する義務及び本人の心身の状態や生活の状況に配慮する義務が規定されている。だが、問題は、2005年意思決定能力法におけるチェックリストやCode of Practice内のシナリオにみられる支援者たちに指針を示し、適切な任務遂行方法について具体的に助言を与えるようなものが見当たらない。

・具体的な指針を欠いている日本社会においては、後見人も、家族などの介護者も、事後的な責任追及を恐れ、標準的・合理的な価値基準に従って意思決定を行うことによって要支援者の保護を図る姿勢をとりがちである。その結果、後見を受ける本人の意思が安易に排除されたり、無視されたりする可能性がある。

第7章 成年後見制度の新たなグランドデザインに向けて

・2005年意思決定能力法体制における①本人を中心において福祉の向上を図る「ベスト・インタレスト」追求姿勢、②本人の自由に対する制約を極力避け、支援しながら自己決定を実現させる「エンパワーメント」姿勢、③前述の①や②の達成を家族に期待するのではなく、社会全体で受け持つことを自覚した「市民社会型」後見、さらに④前述の①②③のすべてを可能にするために必要不可欠な、社会の中の自発的支援者を支援するという「二重の支援」構造である。

・要支援者たる本人にとっての「ベスト・インタレスト」を追求し実現させるためには、後見人の万一の失当にばかり着目し、責任追及のための法制度しか用意しない「管理型法」体制よりも、後見人を恒常に支援することを意識した「支援型法」体制こそが適切である。本人に対してはいうまでもなく、かつ、その副作用として、本人が効率的に管理されるようなメカニズムの中に置かれることを阻みうる。また、後見人を孤立無援の状態に追い込むような事態をも阻止しうる。後見人へのエンパワーメントが、結局は、被後見人へのエンパワーメントにつながるのである。

今後、後見人を支援することの重要性に対する社会意識が一層高まり、自発的支援秩序の萌芽を発展させるような形での公的支援の充実（支援ネットワークの構築、助言システムの確立、財源の安定的確保）が図られていくことが期待される。同時に、要支援者の顕在化に努め、彼らの社会からの剥離や排除を予防するためのセーフティーネットを張る体制も重要である。

成年後見制度を新たにグランド・デザインするという作業は、判断能力の不十分な人々に対する支援提供のあり方をめぐって、家族、市民、社会、そして国家の役割を再構成する試み、別の言い方をすれば、自助秩序、共助秩序、公助秩序を複線型に再構成する試みである。